

小野町と川内村との包括交流連携協定締結式

福島県 双葉郡川内村・田村郡小野町  
包括交流連携協定締結式



左から、川内村キャラクター「もりたろう」、御代相双地方振興局長、渡辺川内村議会議長、遠藤川内村長、小野町長、村上小野町議会議長、松崎県中地方振興局長、小野町キャラクター「小桜ちゃん」

小野町と双葉郡川内村の友好的交流の促進による地域発展を目指す「小野町と川内村との包括交流連携協定」締結式が昨年12月15日、議場で行われました。

協定締結式では、遠藤川内村長および大和田町長から「川内村と小野町が相互かつ緊密に交流および連携を強化し、地域の特性やニーズにあったきめ細かい施策を実践することにより、住民サービスの向上、震災からの復興および一層の地域の活性化を図りたい」とあいさつがありました。また渡辺川内村議会議長、村上小野町議会議長も「ふくしま復興再生道路の整備が進むことからこれまで以上に交流を

促進させ、地域振興を進めたい」とあいさつを述べました。福島県からは、松崎県中地方振興局長と御代相双地方振興局長が出席し、代表して御代局長が「地域間連携が進むことは、浜通り地域や福島県の復興・発展のため大変喜ばしい。県としても応援していきたい」と祝辞を述べました。

今後小野町と川内村は、学生・若者・親子などの交流事業や定住人口・交流人口増加に関する事業、スポーツ・文化発展に関する事業、公共施設の施設利用に関することなどで、相互交流を進めていく予定です。

### 「小桜ちゃん」の着ぐるみを貸し出しします！

町のイメージアップや知名度向上を図るため、「小桜ちゃん」の着ぐるみを無料で貸し出しします。借用を希望する場合にはあらかじめ町の承認が必要となりますので下記により申請書を提出してください。

#### ■貸出対象者

町内に住所を有する法人その他の団体

#### ■借用申請

「きぐるみ借用申請書」にイベントの企画書など添付して、使用する10日前までに総務課へ提出してください。

申請書は町公式ウェブサイトからダウンロードいただくが、総務課にてお渡します。

#### ■貸出期間

使用するイベントなどの期間またはその前後の日とし、最長7日間とします。

#### ■その他

使用後は使用報告書を必ず提出してください。  
※そのほか詳細については、総務課までお問い合わせください。

問 総務課 ☎72-2111